

市民の皆さんの意見を反映する
パブリックコメント

条例や市の重要な計画などを素案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された内容を考慮して決定を行う制度です

皆様のご意見を募集しています **意見募集期限 3月12日**

手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例



☎ 障害福祉室 ☎ 63-7591 FAX 63-4629

全ての障害者に対して、手話など意思疎通しやすい環境を整備することが求められています。手話その他コミュニケーション手段に関する施策を推進し、障害の有無に関わらず、互いに尊重し共生する社会の実現を目指す条例(素案)がまとまりましたので、素案に対する皆様のご意見を募集しています。

手話その他コミュニケーション手段とは

音訳、要約筆記、筆談、点字、平易な表現、身振り、手振り、意思伝達装置など障害者が情報取得や意思伝達に必要な手段

ご意見の提出方法・提出先

素案は、市ホームページ、または、各市民センター、市役所1階案内、障害福祉室、2階秘書広報室でご覧いただけます。

＜ご意見の提出方法＞

3月12日頃までに「手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例(素案)に関する意見」と記入し、素案に対するご意見、氏名、住所、電話番号を書いて次のいずれかの方法で提出してください。

- ◇ 電子メール shogai@city.nabari.mie.jp
- ◇ ファクス 63-4629
- ◇ 郵送 (〒518-0492 鴻之台1-1)
- ◇ 直接持参

＜提出先＞ 障害福祉室

※市役所秘書広報室でも受付をします



名張市役所 手話通訳者

3つ基本理念

1. 手話の独自の言語の歴史などを理解して手話を広めます
2. 障害の違いを理解し、個性と人格をお互いに尊重し、コミュニケーションの手段を選んで使います
3. 手話その他コミュニケーションを利用する権利を最大限尊重します

市の責務

- ▼手話への理解を促進し普及を図ります
- ▼障害のある人が情報やコミュニケーションを取りやすくします

市民などの役割

- ▼基本理念を理解し市の事業に協力します
- ▼障害のある人への配慮に努めます

特別障害者手当、障害児福祉手当のご案内

■ 特別障害者手当

対象 20歳以上で、重度の障害があるために、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の人



- ▼両眼の視力の和が0.04以下
 - ▼両耳の聴力のレベルが100デシベル以上
 - ▼両上肢の機能に著しい障害がある
 - ▼両上肢のすべての指を欠く
- など7項目のうち2つ以上にあてはまるか、それと同程度の障害のある人

支給額 月額 26,830円

■ 障害児福祉手当

対象 20歳未満で、重度の障害があるために、日常生活において常に介護を必要とする在宅の人

- ▼両眼の視力の和が0.02以下
 - ▼両耳の聴力が、補聴器を使用しても音声を識別することができない
 - ▼両上肢の機能に著しい障害がある
 - ▼両上肢のすべての指を欠く
- など10項目のうちいずれかに該当する人

支給額 月額 14,600円

◎いずれも、申請には医師の診断書や所得状況届が必要です。また、本人、配偶者、扶養義務者に対する所得制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 障害福祉室 ☎ 63-7591

ジェネリック医薬品 使用促進のお知らせ

ジェネリック医薬品とは、低価格なのに、安全性や効き目は先発医薬品と同等と認められている後発医薬品のことです。

薬代の窓口負担の軽減や、医療費適正化の観点から、現在服用されている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えることにより、薬代が軽減されると見込まれる人に、「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を2月に送付します。

☎ 保険年金室 ☎ 63-7105

読者アンケートにご協力ください。「広報なばりメールサポーター」を募集します。

登録者には、電子メールを活用し、「広報なばり」に関するアンケートを毎月配信します。(年24回)アンケートは、記事が分かりやすかったかなど簡単なものが中心です。

対象 市内在住で中学生以上の人
※市議会議員、市職員を除く。

定員 100人 ※先着順

任期 4月1日～平成30年3月31日



音訳奉仕者養成講習会 受講者募集

日程 ▼4月21日、5月12日、26日(全て金曜日) コース ▼4月22日、5月13日、27日(全て土曜日) コースのいずれか

時間 午前10時～正午、午後1時～3時

※両コースとも初日は午前のみ。全5回

場所 県視覚障害者支援センター(津市桜橋)

申込 3月21日頃までに、電話で問い合わせ先へ

※教材費864円が必要です。

☎ 県視覚障害者支援センター ☎ 059-213-7300



登録用QRコード

登録方法

- ①パソコンやスマホ、携帯電話で市ホームページをご覧ください。注意事項を確認後、**3月21日頃までに**、市ホームページに記載の登録用メールアドレスに電子メールを送ってください。
- ②登録フォームのURLを記載した電子メールが自動返信されますので、接続いただき、必要事項を入力してください。
- ◎年間半数以上のアンケートにお答えいただいた皆さんに1,000円分の図書カードをお渡しします。
※パソコンや携帯電話の機種などによって登録いただけない場合があります。

☎ 秘書広報室 ☎ 63-7402